

衣料品等のリユース及びリサイクルの推進に関する協定書

厚木市（以下「甲」という。）、ブックオフコーポレーション株式会社（以下「乙」という。）、株式会社 BPLab（以下「丙」という。）及び松蔭大学（以下「丁」という。）は、循環型回収ボックスを使用した「R-LOOP」の導入を通して、衣料品及び雑貨（以下「衣料品等」という。）のリユース及びリサイクルを4者で連携して行っていくことに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が、甲及び丁の所管する施設において衣料品等を回収の上、リユース及びリサイクルを推進し、資源循環型社会の実現を目的とする。

（各当事者の役割）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を実現するため、本条の役割を全うできるよう互いに努めるものとする。

2 甲の役割は、次に掲げるとおりとする。

- （1）甲が指定する甲の所管施設において衣料品等の回収拠点を設置する。
- （2）衣料品等の回収の実施について乙、丙及び丁と協力して地域住民に周知する。
- （3）衣料品等が適切な状態で回収されるよう、市民に対して啓発活動等を行う。

3 乙及び丙の役割は、次に掲げるとおりとする。

- （1）回収された衣料品等のうちリユース可能な物は、乙の関連会社を通じてリユースする。
- （2）回収された衣料品等のうちリユースできない物は、乙の協力会社を通じて適正に処理する。
- （3）回収された衣料品等について、数量等の実績を甲、丙及び丁に報告する。
- （4）回収された衣料品等が適切に運搬されるように手配等を行う。

4 丁の役割は、次に掲げるとおりとする。

- （1）丁が指定する丁の所管施設において衣料品等の回収拠点を設置する。
- （2）各回収拠点に持ち込まれた衣料品等を収集し、保管する。
- （3）保管する衣料品等は、原則として月1回、乙の責任において乙が委託する回収業者により回収する。回収量その他の事情により回収頻度の見直しが必要となった場合には、乙及び丁が協議の上、これを変更することができる。
- （4）前3号に掲げるもののほか、甲、乙、丙及び丁の4者で協議し、書面で合意に至った業務を行う。

（取引条件）

第3条 本協定に関連して乙が丁に委託する業務については、別途、乙丁間で協議の上決定し、業務委託契約に定めるものとする。

(秘密保持)

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本協定の内容並びに本協定の履行上知り得た他当事者（以下、情報を開示する当事者「開示者」、情報を受領する当事者「受領者」という。）の業務上、技術上その他の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を、本協定の有効期間中及び契約終了後も、嚴重にこれを秘密として保持し、開示者以外の当事者の事前の書面による同意なしに第三者に開示、漏えいせず、かつ、本協定の履行の目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれない。

- (1) 開示時に、既に受領者が所有していた情報
- (2) 開示時に、既に公知であった情報
- (3) 開示後に、受領者の責によらずに公知となった情報
- (4) 開示後に、受領者が正当な権限を有する第三者より秘密保持義務を負わずに取得した情報
- (5) 開示後に、受領者が秘密情報を使用又は参照することなく、独自に開発した情報
- (6) 開示者が秘密情報から除外する旨を書面により同意した情報

2 前項の規定に基づき、開示者以外の当事者の同意を得て第三者へ開示をした場合は、本協定に基づき自己が負担する義務と同等の義務を受領者に負担させるとともにその義務の履行につき一切の責任を負担することを条件とする。

3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、受領者はその必要かつ合理的な範囲で当該秘密情報を開示することができる。ただし、第2号については、事前に当該秘密情報を当該受領者に開示した者に対して開示する旨を通知しなければならない。

- (1) 弁護士、公認会計士、行政機関、捜査機関及び裁判所等に秘密情報を開示する場合
- (2) 法的に秘密情報を開示する義務を負う場合

(損害賠償)

第5条 甲、乙、丙及び丁が本協定に違反したことに起因して、又は関連して、他当事者に損害が発生した場合、相手方に損害を被らせた当事者は、当該違反により生じた損害について、相手方に賠償する責任を負う。

(解除)

第6条 甲、乙、丙及び丁が次の各号のいずれかに該当するときは、他の当事者は催告を要せず通知をもって本協定の全部又は一部を解除することができる。この場合において、解除権の行使は損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 本協定の各条項の1つ以上に違反し、他の当事者から催告を受けた日から相当期間を経過してもその違反について改善の措置を講じないとき。
- (2) 営業が停止状態に至るなどして、本協定の履行が期待できないと判断されるとき。
- (3) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手につき不渡処分又は銀行取引停止処分を受けたとき、その他支払停止の状態になったと認められるとき。

- (4) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売申立又は租税滞納処分を受けたとき。
- (5) 破産、民事再生等の法的倒産手続の申立てがあったとき又は任意整理の状態となったとき。
- (6) 債務超過状態に至るなど財産状況が著しく悪化したとき。
- (7) 他の当事者の社会的信用を失墜し、又は名誉を毀損するなど相互の信頼関係を破壊する行為があったとき。
- (8) 前各号のいずれかに該当する事由が生じるおそれがあると認められるとき。

(反社会勢力の排除)

第7条 甲、乙、丙又は丁が次の各号のいずれかに該当した場合、他の当事者は催告を要せず本協定の全部または一部を解除するとともに、これにより被った損害の賠償を請求することができるものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）であるとき。
- (2) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞等を用いる等したとき。
- (3) 自身が暴力団等である旨を伝え、又は関係団体若しくは関係者が暴力団等である旨を伝える等したとき。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をしたとき。
- (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合又は妨害するおそれのある行為をしたとき。

2 甲、乙、丙及び丁は、前項の規定に基づき、本協定を解除したことにより、解除された相手方及び第三者に損害が生じたとしても、解除した当事者がその損害を賠償する責を一切負わないことを確認する。

(権利の譲渡禁止)

第8条 甲、乙、丙又は丁は、あらかじめ他の全当事者の書面による承諾を得ないで、本協定に基づく権利を第三者に譲渡若しくは承継し、又は担保にしてはならない。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、疑義が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁の協議によりその対応を定める。

(管轄裁判所)

第10条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて、被告の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(有効期間)

第 11 条 本協定の有効期間は協定締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了 3 か月前までに甲、乙、丙及び丁のいずれからも書面による終了の申出がない場合は、本協定はさらに 1 年間自動的に更新され、以後も同様とする。

甲、乙、丙及び丁は、本協定成立の証として、本書 4 通を作成し、記名押印を施し、本協定締結の証として各 1 通を保有する。

令和 8 年 3 月 16 日

- 住 所：神奈川県厚木市中町三丁目 17 番 17 号
- 甲： 名 称：厚木市
代表者：市長 山口 貴裕
- 住 所：神奈川県相模原市南区古淵二丁目 14 番 20 号
- 乙： 名 称：ブックオフコーポレーション株式会社
代表者：代表取締役社長 堀内 康隆
- 住 所：東京都港区北青山二丁目 12 番 8 号 BIZSMART 青山
- 丙： 名 称：株式会社 B P L a b
代表者：代表取締役 八代 直樹
- 住 所：神奈川県厚木市森の里若宮 9 番 1 号 森の里学園研究施設内
- 丁： 名 称：松蔭大学
代表者：総合研究センター長 教授 石上 七鞆